

今年度実施した前回の光熱費補助金と補助名称、補助上限額が変更となっておりますので、申請する際は、必ず新しい申請書と請求書の様式をご使用ください。

## 金沢市原油価格高騰緊急対策介護サービス事業所等冬期光熱費補助金について

金沢市介護保険課

### 1. 趣旨

原油価格や電気・ガス料金の高騰に対する緊急対策として、本市の介護サービス事業所等における冬期の光熱費に対して補助金を交付し、安定的な介護サービス等を提供できるよう支援します。

### 2. 対象事業所・補助金額等

- ・補助対象者は、令和5年10月1日時点（基準日）で、介護保険法等に基づき金沢市内に所在する事業所等を運営する事業者とします。
- ・補助上限額は事業所等ごとに下表に掲げる額とします。  
光熱費の実績額が補助上限額を下回る場合は、実績額が補助額（1万円未満切捨てとなります）。
- ・令和5年9月分以前の光熱費は、前回までの光熱費補助金の対象となりますので、今回の補助金の対象にはなりません。
- ・光熱費は電気料金・ガス料金・灯油代とします。
- ・補助金の交付申請等は、運営法人単位です。

#### ※交付要綱に基づく事業所種別

介護サービス事業所等種別	定員	補助上限額
<ul style="list-style-type: none"><li>・訪問介護（基準緩和型を含む）を行う事業所</li><li>・訪問入浴介護を行う事業所</li><li>・訪問看護を行う事業所</li><li>・訪問リハビリテーションを行う事業所</li><li>・居宅介護支援を行う事業所</li><li>・介護予防支援を行う事業所</li><li>・福祉用具貸与を行う事業所</li><li>・特定福祉用具販売（特定福祉用具貸与の指定を受けていない場合に限る。）を行う事業所</li><li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所</li><li>・夜間対応型訪問介護を行う事業所</li></ul>	-	30,000 円
<ul style="list-style-type: none"><li>・通所介護（基準緩和型を含む）を行う事業所</li><li>・通所リハビリテーションを行う事業所</li><li>・地域密着型通所介護を行う事業所</li><li>・認知症対応型通所介護を行う事業所</li></ul>	19 人未満	60,000 円
	19 人以上	<u>120,000 円</u>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所生活介護（特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームの空きベッドを利用して行うものを除く。）を行う事業所</li> <li>・短期入所療養介護を行う事業所</li> <li>・小規模多機能型居宅介護を行う事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所</li> </ul>	-	<u>250,000 円</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設（平成23年厚生労働省令第106号による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第50条に規定されていた一部ユニット型指定介護老人福祉施設を含む。）</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・認知症対応型共同生活介護を行う事業所</li> <li>・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第3号に規定する養護老人ホーム</li> <li>・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第3号に規定する軽費老人ホーム</li> </ul>	30 人未満	<u>450,000 円</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム</li> <li>・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（平成23年厚生労働省令第106号による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第50条に規定されていた一部ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）を行う事業所</li> </ul>	30 人以上	<u>790,000 円</u>

**【注意事項】**

- ・介護給付の実績がない医療みなし指定を受ける事業所は対象外です。
- ・基準日に運営を休止している事業所（やむを得ない理由がある場合は除く）、指定の取消し等の処分を受けている事業所等は対象外です。

- ・以下のように同一所在地で一体的にサービスが提供されている場合は、合わせて1事業所とします。
  - ①指定居宅サービスと、指定介護予防サービス・介護予防型サービス・基準緩和型サービス
  - ②介護予防型サービスと基準緩和型サービス
  - ③福祉用具貸与と福祉用具販売
- ・障害福祉サービスの指定を受けている事業者については、市障害福祉課でも同様の補助を実施していますので、そちらでご申請ください（本補助金の対象とはなりません）。

### 3. 申請手続

申請者は事業所等ではなく、運営法人です。複数の事業所を運営する法人はとりまとめてご提出ください。

#### (1) 申請方法

郵送又は窓口にて申請書と添付書類を提出してください。

**【宛先】** 〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所 介護保険課 企画庶務係・事業者管理係

#### (2) 申請に必要な書類の入手方法

金沢市ホームページからダウンロードできます。

#### (3) 申請書類と添付書類

①申請書（記載例を必ずご確認ください）

②添付書類

書類名	書類の内容
光熱費実績額の支出が確認できるもの	領収書（写し）または通帳（写し）等

③請求書

#### (4) 申請書の審査

- ・申請書の内容について、担当課から連絡する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。
- ・申請書の審査の結果、補助金の支給が決定した場合は、交付決定通知書を申請者の所在地に発送します。

#### (5) 補助金の支払い

申請受付から支給までは2か月以内を予定しています。2か月経過しても振り込みがない場合はお問い合わせください。

#### 4. 申請期間

令和6年3月31日まで（※郵送又は窓口でご提出ください）

#### 5. お問い合わせについて

電話でのお問い合わせは、混み合う可能性がありますので、可能な限り電子メールでお寄せくださるようお願いいたします。

（問い合わせ先）

金沢市介護保険課 企画庶務係、事業者管理係

電話番号 076-220-2264 F A X 076-220-2559

電子メール [kaigo@city.kanazawa.lg.jp](mailto:kaigo@city.kanazawa.lg.jp)